

平成 29 年 1 月 25 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 出山 泰弘
(コード番号：7834)
問合せ先 常務執行役員 玄 周容
(TEL：03-3526-9970)

訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社MAGねっとホールディングス（以下、「原告」といいます。）より提起されていた訴訟（平成 26 年 10 月 21 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示済み）につきまして、平成 29 年 1 月 25 日付で、東京地方裁判所より原告の請求を認める内容の判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 29 年 1 月 25 日

2. 判決の内容

- (1) 被告（当社）は原告に対し、1 億 9388 万円及びうち 9552 万 5843 円に対する平成 21 年 4 月 24 日から、うち 9733 万 6288 円に対する同月 27 日から、うち 101 万 7869 円に対する平成 26 年 10 月 22 日から各支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) この判決は仮に執行することができる。

3. 訴訟の経緯

原告は、当社のかつての親会社でありました。原告は、当社が平成 20 年 7 月、日本振興銀行株式会社（以下、「日本振興銀行」といいます。）から資金の借入れを行った際に、原告が保有していた当社の株式（以下、「本株式」といいます。）を当該借入債務（以下、「本債務」といいます。）の担保として日本振興銀行に提供しておりました。

しかし、平成 21 年 2 月 23 日、原告の当時の親会社であった株式会社 SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったため、日本振興銀行は、当社に対して本債務の期限の利益を喪失させる旨の通知を行い、担保権を実行し、本株式を売却致しました。

このため、原告は当社に対し、物上保証人の求償権に基づく金員の支払いを求める訴訟を、平成 26 年 10 月 10 日付で提起していたものであります。

一方、当社では、SFCG が民事再生手続開始の申立てを行う直前の平成 21 年 2 月 6 日、原告の要請に基づき、原告の指定する受取人に対し 1 億 7000 万円の資金の送金を行いました。当社ではこの資金の送金について、当社の原告に対する貸付債権と判断しており、当該貸付債権と当社の負担する求償債務は相殺が可能であるとして争っていたものであります。

4. 今後の見通し

判決内容につきまして、当社の主張が認められず、誠に遺憾であります。

平成 21 年 2 月時点において、原告は当社の親会社という立場にあり、また、原告の代表者は当社の取締役も兼ねており、当社に対する強い影響力を背景に当社からの資金送金がなされたもので、本判決は到底、承服できるものではありません。今後は、弁護士を交え判決内容を精査するとともに、本判決が業績に与える影響を確認し、方針を検討してまいります。

なお、判決内容において、求償債務である 1 億 9388 万円とこれに対する金利のうち一定額につきましては、当社において負債として計上済みであります。当社が貸付債権と判断している 1 億 7000 万円とこれに対する金利につきましては今回の判決では認められず、今後、この部分を最大として損失が発生する可能性があります。

今後の進捗状況に関し、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上